

令和 7 年度

第 2 回

岸和田市開発審査会会議議事録

令和 7 年 10 月 29 日
岸和田市開発審査会

■ 開 会

・定足数の確認

事務局より、出欠状況を確認し委員 7 名のうち出席者 5 名であり、岸和田市開発審査会条例第 5 条第 2 項に規定する定足数（会長と 3 人以上の委員の出席）を満たしていることを報告。

・会議の公開

事務局より、岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例第 5 条による傍聴は 2 名であることを報告。

・議事録署名人指名

中井会長より、岸和田市開発審査会条例施行規則第 3 条の規定に基づき議事録に会長とともに署名する者として、塩路委員および梶川委員を指名。

■ 議案審議

○議案第 1 号 包近町における既存工場の増築を伴う開発許可について

《事務局より資料に基づき議案の内容について説明を行う》

会 長 説明が終わりましたので、委員の皆様方のご意見、ご質問をお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

委 員 まずはこの工場といわれるものが一体何を作っている工場なのか、それから、現在何人ぐらいの方がここに働いていて、面積を広げることによって従業員数が増えるのかどうか。大阪府では、新設で工場を作るときには緑化基準があり緑化の必要面積があったと思うが、今回は新設ではないが、緑化の必要面積というのがあるのか教えてください。

事務局 工場では鉄鋼の 2 次部材を作っています。高速道路の高架橋にある伸縮目地に使用する部材を主に作っていると聞いております。

従業員については人数までは把握していません。今回の計画は事業の拡大のためではなく効率化や安全性の確保を目的としていますので従業員数が増える等の情報はありません。

緑化の基準に関しては、周辺環境への配慮で緑地帯の設置までは提案基準で設けていますが、数値的な基準は設けておりません。

敷地の規模が大きくなっていますので、都市計画法に定められている 3% の緑地を設けるようになっております。3% の緑地の他に提案基準

では周辺への配慮として緑地帯を設けることとなっており、今回の計画でも宅地に接する箇所に出来る限り緑地帯を設けています。

委 員 植栽は芝や土でもいいのですか。

事務局 樹種は確定していませんが、植栽していただくということになっています。土のままでよいことにはなっていません。

委 員 伸縮する建築物の建築面積っていうのは一番大きな状態の面積ですか。

事務局 最大となる面積を建築面積としています。

委 員 この建物以外に4つほど、建築予定の建物がありますが。

事務局 今回の建物を建てるにあたって、作業場や倉庫など必要な建物が建築されます。

委 員 蛇腹にしている理由は。

事務局 門型クレーンで部材を吊ってテントに出し入れするので、出し入れの際にはテントを開け、保管時にはテントを閉じることになります。

委 員 大阪府でも同じように既存工場の増築の提案基準を持っておりまして、基準の内容はほとんど同じとなっております。

既存の施設の増築や部材の保管場所を増やすということなので、道路に対する負荷も、今以上にかかることはないという判断も含めて、許可されているということですね。

事務局 はい。

委 員 増築の建物のところですけれども、今は更地ですか。

事務局 現状は、建物を予定して区域拡大するところには建物は無く、クレーンだけがある状態になっております。クレーンの下でシートをかけて部材を保管しています。

委 員 南側の隣接地は現状では何か使用していますか。

事務局 不要な資材の置場となっています。計画では今回の増築と一体的に使用できないようにフェンスで区切れます。

委 員 使わなくなった部分の管理の計画はありますか。

事務局 自分たちで管理するように、指導はする必要はあると考えています。

会 長 どのようなことでも結構です。他に意見質問はありませんか。

ご意見がないようですので、原案通り承認するということでよろしいでしょうか。

それでは、議案第1号は原案通り承認することとします。

議事が終了しましたので、会議を終了させていただきます。

■ 閉 会